

平成28年度「夏期保安強化特別運動」実施要領

(一社) 全国LPガス協会

1. 目的

高圧ガス保安法、政省令を遵守し、計量器のホース引張り事故、過充てん防止の徹底を図るとともに今年4月14日に発生した熊本地震など自然災害に対し迅速かつ適切な対応ができるよう防災計画及び保安管理等の既定体制の確認、問題点の見直しをし、事業者の自己責任による保安活動を促進し、公共の安全を確保する。

2. 期間

平成28年7月16日～平成28年9月15日（2か月間）

3. 運動の啓蒙

◎ 経営者

LPガススタンド事業（自家用を含む。）を経営する者は、本運動の実施内容について全従業員に周知徹底するとともに、保安査察を実施する。

操業中は、保安係員又は保安監督者等を常駐させ、施設の管理、監督及び事故防止等職務を遂行させるとともに、事業所の保安管理体制、施設等に不備があるときは、適切な措置を講じる。

◎ 保安統括者、保安係員、保安監督者、保安管理者

事業所の従業員（LPガススタンドと同一敷地内にタクシー車庫、整備工場があるところでは、その関係者を含む。）を対象として保安教育を実施し、本運動の内容等の周知徹底を図る。

4. LPガススタンド施設の総点検実施

運動実施期間中は、「危害予防規程付属基準」に基づく「日常点検」「月例点検」を、保安係員又は保安監督者等を含み2名以上で実施する。

次の本年度重点項目に基づき事業所内の施設の総見直しを行い、所要の改善措置を講ずる。

- (1) ガス漏洩検知警報設備並びに散水装置の機能点検及び保守管理の徹底。
- (2) 火気、火源となる機器類（自動販売機等）について火気制限距離等を遵守する。

- (3) 関係機関並びに社内連絡体制の周知徹底。
- (4) 緊急遮断弁連動機器（電磁弁方式を含む。）の連動機能が常に良好であるよう保守管理をする。
- (5) 事業所内の禁止・警戒標識類、事業所内の他の施設との明瞭な区画区分、ローリー・充てん車両の停止位置、進入経路等の表示などの整備。

5. 防災体制の確立

自然災害（地震、津波、雷、洪水、竜巻、台風等）が発生した場合は即時営業を中止するとともに、発生した場合の対処について社内並びに防災関係機関と協議しておく。

- (1) 災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備する。
- (2) 初動措置として実施すべき事項を明確にし、円滑に実施することによって二次災害の防止、早期復旧を図る。
- (3) 避難場所、避難経路を確保し、誘導體制を確立する。

6. 保安管理体制

- (1) 計量器ホースの引張り事故防止（ガス漏洩防止）
 - ・ 誤発進防止のためのエンジンキー預かりの励行
 - ・ エンジンキー返却時の指差し安全確認の励行
 - ・ セフティカップリングの点検整備又は交換
- (2) 充てん作業は、原則として計量器一基毎に作業員を配置し、車両の運転者に充てん行為をさせてはならない。また、アルバイト等の臨時職員を充てん作業に従事させるときは、充てん作業手順のほか、過充てんの危険性等、LPガスの性質を十分に教育する。

7. 過充てん防止の徹底

- (1) 「危害予防規程付属基準」に定める受入れ作業手順を遵守し、絶対に所定の貯蔵量を超えないように留意し、かつ、タンクローリー車を長時間駐車させない。（規定時間内）
- (2) 過充てん防止啓蒙掲示板、標語等を見やすい位置に掲示しユーザー側の協力を得られるよう啓発する。

8. 高圧ガス容器に係わる保安管理の徹底

- (1) 容器再検査期限（第24条第1項第7号及び第24条第2項）を刻印又は検査成績書（検査所発行）で確認し、ユーザー各位の協力を得て、本会制定の「表示ステッカー」を貼付、また再検査容器を装着した場合でも「表示ステッカー」を貼付し、有効期限明示の徹底を図る。
- (2) 事業所構内に「充てん期限切れ容器への充てん禁止」等を掲示し、全従業員に対し、期限切れ容器への充てん禁止を徹底し、またユーザー各位へ協力を依頼する。

9. 事業所周辺の地域住民対策等

夏期は、家屋の開口部を開放しがちであり、騒音・臭気等への配慮や、学校の夏休み等から、平常よりも一段と近隣対策を講ずる必要があり、特に次の点に留意する。

- (1) 事業所出入口の鉄板敷き等、騒音の発生源となる原因をできる限り除去する。
- (2) 作業中の会話、掛け声、車両のラジオ、トランク・ドアの開閉音等について、近隣に迷惑がかからぬように充分配慮する。（特に夜間操業中）
- (3) 保安検査、工事等でN₂ブロー等の際に発生する衝撃音、臭気等には十分に留意し、工事等に伴う公害の完全防止を図る。
なお、止むを得ず少量のガスを放出する際は、風向き及び付近の火気等に十分に注意しながら徐々に行い、付近における大気中のガス濃度を測定し、0.4%以上のガスが検知された時は、直ちに放出作業を中止する。
- (4) 操業中はもとよりのこと、操業終了後においても夜間の宿直体制を強化し、関係者以外が保安敷地内に立ち入らないよう監視する。
- (5) タンクローリー、充てん車両の出入りに際しては、必ず当該車両の斜めの位置で所定の誘導を行う等、安全確保に努める。

以 上